

指 名 停 止 業 者

商 号	所 在 地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
日新興業株式会社	大阪府大阪市淀川区 三国本町1－12－30	令和7年7月4日から 令和7年10月3日まで (3か月)	日新興業株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。 このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、令和7年3月4日、近畿地方整備局から、同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第23号イ(建設業法違反行為／県外)に該当する。